

題名改正〔平成11年本部訓令第10号〕

〔沿革〕	平成3年5月本部訓令第7号	平成11年3月本部訓令第10号
	平成13年1月本部訓令第2号	平成15年4月本部訓令第12号
	平成20年11月本部訓令第23号	平成22年3月本部訓令第5号

（目的）

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号）第6条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31及び交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定める千葉県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定法人）

第2条 センターとして指定を受ける法人は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第108条の31第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとする。

（指定申請書の受理）

第3条 交通総務課長（以下「課長」という。）は、センターの指定を受けようとする法人から別記様式第1の指定申請書の提出を受けたときは、規則第1条第1項及び第2項に規定する記載事項及び添付書類を確認して受理するものとする。

2 前項により指定申請書を受理したときは速やかに公安委員会の審査を受けなければならない。

（指定及び公示）

第4条 課長は、公安委員会がセンターの指定を決定したときは、別記様式第2の指定書を交付し、公示の手続をしなければならない。

（名称等の変更）

第5条 課長は、センターから前条の公示に係る事項の変更の届出を受けたときは、別記様式第3の公示事項変更届書により受理するものとする。

2 課長は、前項の公示事項変更届書を受理したときは、本部長に報告するとともに、その旨を公示する手続をしなければならない。

（事業計画等の受理）

第6条 課長は、センターから次の各号に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(1) 毎事業年度開始前の事業計画書及び収支予算書

(2) 毎事業年度終了時の事業報告書及び収支決算書

2 課長は、事業の適正な運営を図るため必要と認めるときは、センターに対し、次の各号に掲げる報告又は資料若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

(1) センターの財産の状況又は事業の運営に関する報告又は資料

(2) 調査員名簿

(3) センターの運営要領

(4) 調査員の服務準則

3 課長は、前2項の報告又は資料若しくは書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、交通部長（以下「部長」という。）の承認を受けて、必要な助言をすることができるものとする。

（交通事故相談員、調査員及び運転適性指導者の承認）

第7条 部長は、センターから別記様式第4の交通事故相談員の任命承認申請書、別記様式第5の調査員の任命承認申請書又は別記様式第6の運転適性指導者の任命承認申請書の提出を受け審査し、適当と認めるときは承認するものとする。

（交通事故相談員、調査員及び運転適性指導者の解任勧告）

第8条 部長は、交通事故相談員が規則第4条第1項各号に、調査員が規則第5条第1項各号に、運転適性指導者が規則第6条第1項各号に該当したとき又は同規則第8条に規定する解任勧告事由に

該当すると認めたときは、センターに対し、それぞれ別記様式第7から別記様式第9の解任勧告書により当該職員の解任勧告をすることができる。

(改善命令)

第9条 課長は、公安委員会が法第108条の30第3項の規定により改善命令を行うときは、別記様式第10の改善命令書をセンターに交付するものとする。

(指定の取消し)

第10条 課長は、公安委員会が法第108条の30第4項の規定によりセンターの指定を取消そうとするときは、聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則(平成6年千葉県公安委員会規則第26号)の定めるところにより処理しなければならない。

2 課長は、公安委員会がセンターの指定を取り消したときは、その旨を公示する手続をしなければならない。

「以下別記様式省略」